



# 2700地区の危機管理

2020年7月1日 施行

2700地区 地区研修委員会編纂

2700 地区の危機管理ハントブック 編集者  
2020年7月作成

2020-2021 年度ガバナー 古賀 英次 (柳川)

2700 地区 初代地区研修委員会 (2020 年度)

委員長 安増 惇夫 (宗像)  
委員 貞包 忠 (大川) (危機管理委員会担当)  
委員 鈴木 公利 (苜田)  
委員 岩崎 員久 (八幡西)  
委員 田村 志朗 (福岡東)  
委員 森永 幸次郎 (福岡城南)  
委員 矢野 清博 (甘木)  
委員 大塚 誠之 (博多イニング) (RLI 地区代表ファシリテーター)

## 事件・事故の緊急時対応手順

### \* 前もって

- ・クラブや地区委員会が、地区奉仕プロジェクト部門の各種のロータリー活動を実施するにあたり、事件・事故を最大限に予防する企画と準備をすることが最重要ですが、事件・事故が発生した時は、下記の手順に従い、波及を最小限に止めるようにしてください。

### \* 発生時の対応

- ① 緊急案件と思われる事態を確認した 会員又は当事者は ②の何れかに速やかに通知して下さい。
- ② クラブ会長 or クラブ幹事 or クラブ会員  
該当地区委員長 or 該当地区副委員長  
ガバナー事務所
- ③ 連絡を受けた②の何れかは、速やかに 危機管理委員長に連絡をする。  
委員長不在の時は、副委員長が代行してください。
- ④ 危機管理委員長は、直ちに「当事者同士での事態収拾案件」か「緊急対応案件」かを、別表の「**危機のレベル評価表**」を参考にして判断し、

「当事者同士での事態収拾案件」の場合は、適切にアドバイスを行うが、  
「緊急対応案件」の場合は、速やかに「**緊急対応チーム**」を招集する。

但し、①or②の段階で、既に「**申し立て**」が行われている場合は、  
RIのゼロ容認方針に従って、速やかに「**緊急対応チーム**」が対応する。

申し立てがあったときは、**被害者の安全(保護)確保を第1優先**として必要な処置を実施する。

- ⑤ RIのゼロ容認方式に従って、72時間以内にRIに報告をする。
- ⑥ 必要に応じて、所定の機関や所轄の警察署等に通知する。

### 2700 地区 緊急対応チーム (事件・事故)

危機管理委員会 委員長 副委員長  
当該年度地区幹事  
緊急案件当該地区委員会 委員長 副委員長  
外部有識者  
他、危機管理委員長が必要と認める者

- ⑦ 「緊急対応チーム」は、必要に応じて「危機管理委員会」に、緊急対応チームの状況報告を行ってください。  
また、必要に応じて 危機管理委員会の意見を求める事が出来ます。

**\* その他の事項**

- ・報道機関等の外部への対応は、危機管理委員会所属の地区広報・公共イメージ委員会の地区委員長が一括して行うこととし、それ以外の者の対応を禁止します。  
但し、必要に応じては、ガバナーが指名する者が対応できます。
- ・地区内会員や地区組織内への対応は、当該年度の地区幹事が一括して行うこととし、それ以外の者の対応を禁止します。  
但し、必要に応じては、ガバナーが指名する者が対応できます。

## 災害等の緊急時対応手順

### \* 前もって

- ・クラブがテリトリーとする地区にて、自然災害や集団感染等が発生した場合の、会員の安否確認と災害状況等報告と情報収集の連絡体制を確立していることが必須です。

クラブ会員専用の「\*\*\*クラブ危機管理のライングループ」の作成が今のところ最適の手段とも考えられます。

このグループには、青少年交換生徒と関係者

米山奨学生

も、登録下さい。

- ・前項の把握と対処とともに、テリトリー地域の災害等に対して、その地域に所在するクラブは 地域や地域住民が、如何なる援助を必要とし、必要に対して何が出来るかを、年度当初までに、クラブの危機管理委員の意見を参考にして、検討と取れる準備をすることが重要です。

災害が発生した時は、下記の手順に従い、会員と家族を守るとともに、地域住民を守り、支援するロータリアンであり、ロータリークラブであってください。

### \* クラブ所在地域内での災害発生時の対応

クラブ会長・幹事・クラブ危機管理委員等で適切な対応をしてください。

### \* 2700 地区内の広範囲に及ぶ災害発生時の対応

- ① 会員の死亡状況や甚大被災状況等の緊急案件と思われる事態を確認した会員又は下記の何れかに速やかに通知する。

クラブ会長 or クラブ幹事 or クラブ危機管理委員  
ガバナー事務所

- ② 上記の連絡を受けたものは、速やかに 危機管理委委員長 or 副委員長に連絡をする。

- ③ 危機管理委員長は、速やかに 下記の緊急対応チームを招集する。

#### 2700 地区 緊急対応チーム (災害)

危機管理委員会 委員長 副委員長

当該年度地区幹事

ガバナー

危機管理委員会の地区カウンセラーを務めるパストガバナー

他、危機管理委員長が必要と認める者

- ④ 危機管理災害対応チームでの決定に従い  
ガバナーは地区幹事と協議して、「地区災害対策チーム」を結成する。

以後は ガバナー責任の 「地区災害対策チーム」の指示にて対応する。

※ 「地区災害対策チーム」の検討と決定事項

\* 広域的災害に対して 2700 地区の出来る支援。

・直ちには→ 遭難者・被災者の支援 → ロータリーテントの設置と運用

※ 危機管理委員会の検討と決定事項

・短期的には→被災地域の支援 → ロータリーテントの設置と運用  
→ 支援物質の呼びかけと受け入れ

・金銭的には→ 地区危機管理資金の適用検討と決定  
→ 被災地区・被災クラブ・被災会員への支援金呼びかけと  
支援金の使途の検討。

\* その他の事項

- ・報道機関等の外部への対応は、危機管理委員会所属の地区広報・公共イメージ委員会の地区委員長が一括して行うこととし、それ以外の者の対応を禁止します。但し、必要に応じては、ガバナーが指名する者が対応できます。
- ・地区内会員や地区組織内への対応は、当該年度の地区幹事が一括して行うこととし、それ以外の者の対応を禁止します。但し、必要に応じては、ガバナーが指名する者が対応できます。
- ・ロータリーテントとは 約 6m x 6m の個室型テントで、簡易ベッド、ストレッチャー、折りたたみイス、机を備え、備品としては、AED、外科的応急医薬品等を揃えています。

平常時の保管場所は \*\*\*\*\*とし、必要な時に  
危機管理委員会の指示で、必要な場所に設置し、  
ロータリアンが交代で 駐在をします。

また、ロータリー会員が参加する、各種イベントにおいて  
ロータリアンの集う憩いの場所としての設置にも使用できますが  
その時は、クラブ又は地区の担当者からの「所定の借用依頼書」が必要で、  
運搬、設置等は借り受け者の責任で行ってください。

※ ロータリーテントの規定は 後日に定めます。

# 国際ロータリー第 2700 地区危機管理総則

2020年7月1日施行

国際ロータリーは、ロータリー活動に対して、常に「危機管理体制の強化」を強く求めています。

第 2700 地区でも、危機管理が問われている現代社会において青少年奉仕活動を始めた、各種ロータリー活動に関連して起こりうる種々多様な危機に対して、社会的・道義的責任を全うする必要があります。

更に、昨今の自然災害や感染性疾患による、地区内のクラブ運営はもとより、会員、日常のロータリー活動で係わりを持つ青少年や地域の人々に対しては勿論、地域社会のリーダーとして、なすべき事に速やかに対処する必要と社会的使命を持つとの認識に基づき、地区ガバナー統括のもと、危機管理委員会を設置し、その組織および運営に必要な事項に関して、この規定を定めます。

## 第 1 条（危機の定義）

国際ロータリー第 2700 地区、地区内各ロータリークラブ、ロータリアンにとって、好ましくない事態の全て」を危機管理の「危機」とする。

但し、ロータリークラブ内あるいはロータリアン相互間の人的・内的諸問題は除く。

## 第 2 条（危機管理委員会の任務）

危機管理委員会は、地区内会員や地区の他の委員会に、危機について、その防止・解決のために必要な提言や指導・助言を行うとともに、第 4 条の手続きによって当委員会に報告のあった危機事案に、適切な対処のための方策を講ずることを任務とする。

## 第 3 条（危機管理委員会の構成）

危機管理委員会は、ガバナーが任命するロータリアン及びロータリアン以外の第三者により構成される組織とする。

## 第 4 条（危機事案の報告）

危機に相当する事案が発生した場合、地区委員会、地区内各ロータリークラブ、ロータリアンは、速やかに危機管理委員会に報告しなければならない。

## 第 5 条（危機管理委員会の決定事項の遵守）

2700地区の全ての会員は、危機管理委員会とガバナーによる決定事項を遵守するものとする。

## 第 6 条（保険）

地区は危機への対応のため必要な保険に加入する。

## 第7条（危機管理資金）

危機発生時の対応に必要な資金として、地区に危機管理資金を常設する。  
その管理・執行は別途に定める。

## 第8条

この総則の実施に必要な事項は「2700地区危機管理規定」にて定める。

## 第9条

この「危機管理総則」及び「危機管理規定」を改定する場合は、  
地区危機管理委員会と地区戦略計画委員会が合同で検討し、  
地区戦略計画委員会の総意で決定とする。

# 国際ロータリー第2700地区危機管理委員会規定

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 国際ロータリー2700地区危機管理総則第8条に基づき、危機管理委員会の組織及び運営に必要な事項に関してこの規定を定める。

### (定義)

第2条 国際ロータリー第2700地区、地区内外ロータリークラブ、ロータリアンにとって、「好ましくない事態のすべて」を危機管理の「危機」とする。  
但し、ロータリークラブ内、あるいはロータリアン相互間の人的・内的諸問題は除く。

## 第2章 危機管理委員会

### (危機管理委員会の任務)

#### 第3条

1. 危機管理委員会は、クラブ、地区内会員及び地区委員会に対して、危機について、その防止・解決のために必要な提言や指導・助言を行うとともに、当委員会に報告のあった危機事案が対処事案であるかどうか判断の上、適切な対処のための方策を講ずることを任務とする。

危機管理委員会委員長は、緊急対策を要する事案に対しては、この規定の7条に定める「緊急対応チーム」を招集し、速やかに対応を開始する。

2. 報告のあった事案について法令上所定の機関への通告等の義務がある場合は、これ従うほか、報告された内容が犯罪に該当すると判断したときは、原則としてガバナーにおいて適時に刑事当局に対する手続きを行う。
3. 地区として適切かつ一貫した対応を図り関係者の権利を保護するため、報道機関等の外部への発表は、危機管理委員会において定める者がこれにあたるものとし、その他の委員ならびに関係者は、知り得た情報を極秘事項とし、外部および他のロータリアン等に提供してはならない。
4. 危機管理委員会は年間を通して下記の委員会活動をしてください。

- ・ 青少年奉仕委員会・財団学友会・米山奨学委員会等の諸奉仕活動に際し、事件や事故発生を予防するためや、事件・事故等発生時の対応策等の研修会を該当する委員会やクラブを対象としての開催。  
(地区・研修協議会にて 講習時間の確保)
- ・ クラブ危機管理会員を対象とした、災害発生時のクラブや会員の対応等の研修会の開催。  
(SETSにて 講習時間の確保)
- ・ 事件・事故・災害等の発生時の初動から解決迄の対応委員会としての委員研修。
- ・ 危機管理ハンドブックの改正が必要とされるようなRIの方針や、関係法令の改正があった場合の、ハンドブックの改編。
- ・ 危機管理委員会の会議は、会議の内容によって出席義務者を指定する事ができます。

## (危機管理委員会の構成)

### 第4条

1. 危機管理委員会は下記の委員と準委員をもって構成する。

(1) 地区カウンセラー  
(地区のPDGの中から、ガバナーが指名をし、任期2年で、RYJEMの社員を兼ねる)

(2) 危機管理委員会委員長 1名 任期2年以上の3年間迄。  
(委員長は 任期期間中は RYJEM の 研修部門委員も兼ねる)

(3) 危機管理委員会副委員長 3名 (1名は ガバナー補佐経験者 とする )

(4) ガバナー・エレクト

(5) ガバナー事務所 事務局長

(6) 地区幹事

(7) 地区青少年奉仕委員会委員長

(8) 地区広報・公共イメージ向上委員会 委員長

(9) ガバナーが委嘱するロータリアン以外の外部有識者2名以上で  
任期を2年以上4年迄とする。

(司法関係者、医療関係者、あるいはこれに精通した者とする)

\* (9)の者に医師および弁護士各1名以上を含まないときは、ロータリアンから  
これらの職種者各1名以上を委員としてガバナーが委嘱する。

\* 委員には女性1名以上を含むものとする。

\* 外部有識者に対しての役職報酬は支払わないが、危機管理委員会委員長の招集する  
会議に出席した場合は、交通費を含んで10,000円を支払う。

2. 委員長は、委員会を招集し、業務を統括する。

3. 危機管理委員会の委員3名の任期は3年とし、ガバナー補佐等の推薦により、ガバナーが委嘱  
する。

3年目以上を迎える委員の中から、次期委員長を当該年度のガバナーが指名をする。

4. 委員長に事故あるとき、あらかじめ委員会が定めた順位により、副委員長がこれにあたる。

6. 前項(1)(2)(3)(9)各委員の任期は再任されることができる。

### 準委員

(10) 地区青少年奉仕委員会 委員長

(11) 地区青少年交換委員会 委員長

(12) 地区ローターアクト委員会 委員長

(13) 地区インターアクト委員会 委員長

(14) 地区ライラ委員会 委員長

(15) 地区国際奉仕委員会 委員長

(16) 地区社会奉仕委員会 委員長

(17) 地区米山記念奨学委員会 委員長

(18) 地区ロータリー財団委員会 委員長

\* 前項第(10)～(18)の準委員は、各所属委員会の委員長がこの任にあたり、  
委員長を退いたときは 後任の委員長がこれにあたる。

\* 準委員は、危機管理委員長が出席要請をする会議に出席をする。

### (危機管理事案の報告)

第5条 危機に相当する事案が発生した場合、地区委員会、地区内各ロータリークラブ、ロータリアンは、速やかに危機管理委員会に報告しなければならない。

### (緊急対応チームの開催)

第6条

1. 危機管理委員長は危機事案の報告を受けたとき、または、危機に相当する事案が発生したと認めるときは、速やかに「緊急対応チーム」を招集しなければならない。
2. 「緊急対応チーム」開催にあたって、危機管理委員長は、地区ガバナーに出席を求めることができる。
3. 報告のあった事案について法令上所定の機関への通告等の義務がある場合は、これに従うほか、報告された内容が犯罪に該当すると判断したときは、原則としてガバナーにおいて適時に刑事当局に対する手続きを行う。

### (緊急対応委員会の決議とガバナーの対応)

第7条 緊急対応チームの決議は、委員の3分の2以上が出席し、その過半数をもって行う。同数の際は、委員長が決するところによる。

緊急対応委員会の決議を受けたガバナーは、速やかに必要な対応を実施する事とする。

#### 2700 地区 緊急対応チーム (事件・事故)

危機管理委員会 委員長 副委員長  
当該年度地区幹事  
緊急案件当該地区委員会 委員長 副委員長  
外部有識者  
他、危機管理委員長が必要と認める者

#### 2700 地区 緊急対応チーム (災害)

危機管理委員会 委員長 副委員長  
当該年度地区幹事  
ガバナー  
危機管理委員会の地区カウンセラーを務めるパストガバナー  
他、危機管理委員長が必要と認める者

### (緊急時における危機管理委員会の開催)

第8条 事件・事故・災害・政変等の緊急を要する危機に緊急な対応が必要な場合、危機管理委員長は、前条にかかわらず、必要な処置を行うことができる。  
ただし、次の危機管理委員会において報告し、承認を受けなければならない。

### (決定事項の遵守)

第9条 地区の全ての会員は危機管理委員会と当該年度ガバナーの決定事項を遵守するものとする。

## (守秘義務)

第10条 個別事案の調査及び対応に関与する者は、当事者その他の関係者のプライバシーを含め、その権利の保護に配慮するとともに、任務遂行上知りえた秘密を他者に漏らしてはならないし、その任務を退いた後も同様とする。

地区として適正かつ一貫した対応を図り、関係者の無権利を保護するために、報道機関等の外部への発表は、危機管理委員会において定める者のみがこの担当者とします。  
但し、ガバナーが指名するものがあれば、双方で協議をしてください。

\*2700地区においては、危機管理委員会所属の  
地区広報・公共イメージ向上委員会委員長が担当者です。

地区内の会員やクラブに対しての発表や説明は、地区幹事の担当とします。  
但し、ガバナーが指名するものがあれば、双方で協議をしてください。

## (危機管理資金)

第11条 危機管理事案で、地区資金の使用を必要とする場合は、下記の手続きを必要とします。

- ・地区内の委員会事業、地区内クラブの奉仕活動事業に於いて、事故・セクハラ等で、対応せねばならない事案が生じた場合や、必要とされる医療費や法的必要経費等は、地区危機管理委員長と地区カウンセラーの連名で、ガバナーに申請をし、当該年度のガバナーの判断で使用出来る。
- ・地区内又は地区外で、全会員から支援金等を募るような大規模災害が生じた場合、危機管理委員長と地区カウンセラーの連名で、ガバナーに地区よりの一括払いを申請し、当該年度のガバナーの判断で使用出来る。

(但し、金額は危機管理委員会が算定するが、最高額を500万円とする。)

## (庶務)

第12条 危機管理ハンドブックの内容を、危機管理委員会は毎年の見直し、変更箇所を遅滞な「2700地区危機管理ハンドブック」に反映させるとともに、会員への周知を図る。

危機管理委員会に関する庶務は当該年度の地区幹事の管理で、地区ガバナー事務所が行う。

## 第3章 青少年奉仕プログラム

〈ライラ、インターアクト・ローターアクト、青少年交換〉に対する特別規定

### (青少年奉仕プログラムにおける地区の責務)

第13条 地区は、地区において実施する青少年奉仕プログラムに参加するすべての青少年の安全と健康および健全な生活を守り、交通災害、自然災害等の事故・災害からの保護と身体的、性的、精神的虐待あるいはハラスメント（以下、ハラスメント等という）を防止するとともに、事態の発生の場合の適切な対応のために必要な業務を行う。

### (青少年奉仕プログラムに関係する地区各委員長の責務)

第14条 青少年奉仕プログラムに関係する地区委員会の各委員長は、危機管理委員会との連携を図りつつ、プログラムに参加するロータリアンおよびロータリアン以外の者に対し、危機を

防止するため適切な指導・啓発等を行うとともに、事態の発生の場合に青少年の安全と健康の確保など適切な対応に努めるものとする。

### (青少年奉仕プログラムにおける危機管理委員会の業務)

第15条 第3条に定める危機管理委員会の任務には、青少年奉仕プログラムにおける次の事項を含むものとする。

- (1) 交通災害、自然災害等の事故・災害およびハラスメント等に起因する事態が発生した場合に事実関係を調査すること。
- (2) 前号の調査結果に基づき、当事者たる青少年の安全と健康の保護ならびに事態への適切な対処のための方策を講じること。
- (3) 前号のため必要な対策をガバナーに提言し、あるいは、関係委員会の委員長その他の関係者に対し必要な指示、指導を行うこと。
- (4) 青少年交換プログラムにおいて、プログラムに携わる関係者について、参加資格を調査・確認すること。
- (5) 青少年交換プログラムにおいて、当該事案について必要と認めるときは、原則として報告を受けたときから72時間以内に申立てについてガバナーから国際ロータリーに報告し、その後の手はずと調査の結果および講じられた措置について報告すること。
- (6) その他危機管理、防止等に関し必要な業務。

### (青少年の保護)

第16条 前条の調査及び対応においては、当事者である青少年の安全と健康の保護を最優先とし、被申立人の権利にも留意する。

### (保険)

第17条 地区は危機への対応のため必要な保険に加入する。

### (危機管理資金)

第18条 危機管理発生時の対応に必要な基金として地区に米貨5万ドルの危機管理基金を準備する。その管理執行は危機管理委員会の決定に従う。

(地区危機管理資金の適用)

以上

2020年7月1日施行